



山形県公報

令和2年4月3日(金)
第93号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(健康づくり推進課) ……389
- 山形県総合文化芸術館条例施行規則の一部を改正する規則……………(新県民文化館活用・発信課) ……391

告 示

- 介護医療院の開設の許可……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……392
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による
指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……393
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の変更……………(同) ……394
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……395
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……396
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……397
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……398
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 県証紙売りさばき所の変更……………(会計局) ……同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(村山総合支庁総務課) ……399
- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・担い手支援課) ……同
- 同……………(同) ……400

規 則

山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第43号

山形県健康増進法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県健康増進法の施行に関する規則（平成17年3月県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、同号を同条第16号とし、同条第6号の次に次の9号を加える。

- (7) 法第29条第2項の規定による命令に関すること。
- (8) 法第31条の規定による指導及び助言に関すること。
- (9) 法第32条第1項の規定による勧告に関すること。
- (10) 法第32条第3項の規定による命令に関すること。
- (11) 法第34条第1項（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項及び附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること。
- (12) 法第34条第3項（改正法附則第2条第1項及び附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による命令に関すること。
- (13) 法第36条第1項及び第2項の規定による勧告に関すること。
- (14) 法第36条第4項の規定による命令に関すること。
- (15) 法第38条第1項の規定による報告及び立入検査等に関すること。

第2条に次の2号を加える。

- (17) 改正法附則第2条第5項の規定による報告及び立入検査等に関すること。
- (18) 改正法附則第3条第3項の規定による報告及び立入検査等に関すること。

別記様式第2号(1)中「、老人福祉施設」を「、介護医療院、老人福祉施設」に、

給食施設の種類	病院・診療所{(一般療養 結核 精神 感染症)・許可病床数(床、床計床)}	を
	介護療養型医療施設(入所定員数 人) 介護老人保健施設(入所定員数 人)	
	老人福祉施設(入所定員数 人) 社会福祉施設(入所定員数 人)	

給食施設の種類	病院・診療所{(一般療養 結核 精神 感染症)・許可病床数(床、床計床)}	に、
	介護療養型医療施設(入所定員数 人) 介護老人保健施設(入所定員数 人)	
	介護医療院(入所定員数 人) 老人福祉施設(入所定員数 人)	
	社会福祉施設(入所定員数 人)	

「献立」を「献立表」に改める。

別記様式第2号(2)中「老人福祉施設」を「介護医療院、老人福祉施設」に、「献立の」を「献立表の」に改める。

別記様式第3号中

1 学校	2 病院	3 診療所	4 介護療養型医療施設	を
5 介護老人保健施設	6 老人福祉施設			
7 児童福祉施設	8 社会福祉施設			
9 事業所	10 寄宿舍	11 矯正施設	12 自衛隊	
13 一般給食センター	14 その他()			

1 学校	2 病院	3 診療所	4 介護療養型医療施設	に改める。
5 介護老人保健施設	6 介護医療院	7 老人福祉施設		
8 児童福祉施設	9 社会福祉施設			
10 事業所	11 寄宿舍	12 矯正施設	13 自衛隊	
14 一般給食センター	15 その他()			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（昭和41年9月県規則第70号）の一部を次のように改正する。
別表保健所長の項委任事項の欄第8項第1号ト中「第27条第1項」を「第61条第1項」に改め、同トを同号タとし、同号への次に次のように加える。

- ト 法第29条第2項の規定による命令に関すること
 - チ 法第31条の規定による指導及び助言に関すること
 - リ 法第32条第1項の規定による勧告に関すること
 - ヌ 法第32条第3項の規定による命令に関すること
 - ル 法第34条第1項（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下この項において「改正法」という。）附則第2条第1項及び附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による勧告に関すること
 - ヲ 法第34条第3項（改正法附則第2条第1項及び附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による命令に関すること
 - ワ 法第36条第1項及び第2項の規定による勧告に関すること
 - カ 法第36条第4項の規定による命令に関すること
 - ヨ 法第38条第1項の規定による報告及び立入検査等に関すること
- 別表保健所長の項委任事項の欄第8項第1号に次のように加える。
- レ 改正法附則第2条第5項の規定による報告及び立入検査等に関すること
 - ロ 改正法附則第3条第3項の規定による報告及び立入検査等に関すること

山形県総合文化芸術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第44号

山形県総合文化芸術館条例施行規則の一部を改正する規則

山形県総合文化芸術館条例施行規則（令和元年10月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

「	背ありピアノ椅子	1脚	110円	を
	チェロ台	1台	350円	
「	ピアノ椅子	1脚	110円	に、
「	スクリーン	1張	1,730円	を
	三点吊 ^{づり} マイクロホン装置	一式	860円	
	ウォールスピーカー	1台	860円	
	移動型スピーカー	1台	860円	
「	スクリーン	1張	1,730円	に、
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台	1,200円	
	拡声装置(ダイナミックマイクロホン1本を含む。)	一式	2,660円	
	三点吊 ^{づり} マイクロホン装置	一式	860円	
	移動型スピーカー	1台	350円	
	移動型アンプ	1台	510円	
	16ch 移動型ミキサー	1台	1,520円	
32ch 移動型ミキサー	1台	3,040円		

ローアホリゾンライト	1列	1,320円
------------	----	--------

を

ローアホリゾンライト	1列	1,320円
サスペンションライト	1列	1,590円
ブリッジライト	1列	2,380円
フロントサイドスポットライト	1区間	1,320円
第1シーリングスポットライト	1列	2,940円
第2シーリングスポットライト	1列	4,410円
トーメンタルスポットライト	1基	650円
バルコニースポットライト	1列	1,590円

に、

ムービングライト	1台	4,000円
ムービングライト用操作卓	一式	4,000円

を

ムービングライト	1台	4,000円
----------	----	--------

に、

先玉	1個	160円
----	----	------

を

先玉	1個	160円
ミラーボール	1台	650円
星球	一式	650円
スモークマシン	1台	1,320円

に、

カラーフィルタ	1枚	150円
---------	----	------

を

カラーフィルタ	1枚	150円
スタンド	1本	250円
ラダースタンド	1基	520円
移動型調光ボックス	1台	230円
据置型調光卓	1台	4,000円
移動型調光卓	1台	4,000円

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、介護医療院の開設を次のとおり許可した。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

介護医療院の開設者の名称 又は氏名	介護医療院の名称及び所在地	サービスの種類	許可年月日
松田 和久	松田外科医院 米沢市城西四丁目4番25号	介護医療院サービ ス	令和 2. 4. 1

山形県告示第249号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に

より、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	特定非営利活動法人支援センターなのはな畑 酒田市福山字貝ラケ8番地	就 労 移 行 支 援	令和 2. 3. 10

山形県告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称
野川土地改良区
- 2 事務所の所在地
長井市清水町一丁目1番26号
- 3 認可年月日
令和2年3月26日

山形県告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、月光川土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	真 嶋 慎 一	飽海郡遊佐町庄泉字開元33番地

山形県告示第252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営大楯地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営大楯地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年4月6日から同年5月8日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場

合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営坂野辺地区土地改良事業（農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営坂野辺地区土地改良事業（農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和2年4月6日から同年5月8日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営備畑地区土地改良事業（農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営備畑地区土地改良事業（農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和2年4月6日から同年5月8日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営鎌田地区土地改良事業（農地整備事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鎌田地区土地改良事業（農地整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和2年4月6日から同年5月8日まで
- 4 その他
 - (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡舟形町堀内字松橋前山3371番23から 同 まで	旧	5.9メートル } 4.9	メートル 25
同 上	新	8.1メートル } 4.9	同 上

山形県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡舟形町堀内字松橋前山3371番37から 同	まで	旧	6.0メートル } 4.8	28 メートル
同	上	新	19.4メートル } 4.8	同上

山形県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 曲川新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡鮭川村大字曲川字田ノ沢3609番10から 同	705番6まで	旧	14.5メートル } 4.5	108 メートル
同	上	新	14.5メートル } 4.5	同上

山形県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄長沢尾花沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
最上郡舟形町長沢字黒森7167番35から 同	4811番まで	旧	32.0メートル } 15.6	54 メートル
同	上	新	73.0メートル } 15.6	同上

山形県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西郡居口線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字大沢字手倉沢3446番7から 同 4455番3まで	旧	9.7メートル } 3.2	157メートル
同 上	新	9.7メートル } 3.3	同 上

山形県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。
 令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄次年子村山線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町堀内字松橋前山3371番23から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月3日

山形県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。
 令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 新庄次年子村山線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町堀内字松橋前山3371番37から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月3日

山形県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。
 令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字田ノ沢3609番10から
同 705番6まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月3日

山形県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。
 令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 曲川新庄線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字曲川字居口570番2から
同 546番15まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月3日

山形県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。
令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄長沢尾花沢線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町長沢字黒森7167番35から
同 4811番まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月3日

山形県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年4月3日から同月17日まで縦覧に供する。
令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 西郡居口線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字手倉沢3446番7から
同 4455番3まで
- 3 供用開始の期日 令和2年4月3日

山形県告示第267号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。
令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市大字関地内
- 2 公共測量を実施した期間
令和元年9月12日から令和2年2月21日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）

山形県告示第268号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第15条第1項の規定により、証紙の売りさばき所の変更を次のとおり承認した。
令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人の名称 及び代表者氏名	売りさばき所の所在地		承認年月日
	変更前	変更後	
社会福祉法人 山形県身体障害者福祉 協会 会長 松田 英雄	山形市大字青柳1800番地	同 左	令和 2. 3.23
		山形市松波二丁目8番1号	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

令和2年3月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 R e G o L a 天童

(2) 代表者の氏名

鈴木 俊治

(3) 主たる事務所の所在地

天童市泉町一丁目6番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、各種スポーツ教室、スポーツクラブ等の企画、運営に関する事業、各種スポーツ大会、イベント等の企画、開催に関する事業等を行い、スポーツの振興とスポーツに携わる人材の育成を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
西置賜郡白鷹町大字山口字新地前28番2	田	1,197
西置賜郡白鷹町大字山口字新地前28番3	田	506

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年5月20日	10年	88,550円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和2年4月17日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏

名)

- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・担い手支援課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和2年4月3日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡庄内町西野字西野65番1	畑	52
東田川郡庄内町西野字西野141番	畑	106
東田川郡庄内町西野字中島44番	田	691

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年5月20日	5年	24,580円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和2年4月17日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・担い手支援課